

台風 12 号による被災者向け民間賃貸住宅の空家情報の提供等について

社団法人三重県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会三重県本部は、三重県との協定により、以下のとおり台風 12 号による被災者向け民間賃貸住宅の空家情報の提供等を行っています。台風 12 号による被災者の方で、民間賃貸住宅への入居をご希望の方は、裏面の情報提供場所までお問い合わせください。

1 被災者向け民間賃貸住宅の空家情報の提供等の実施団体

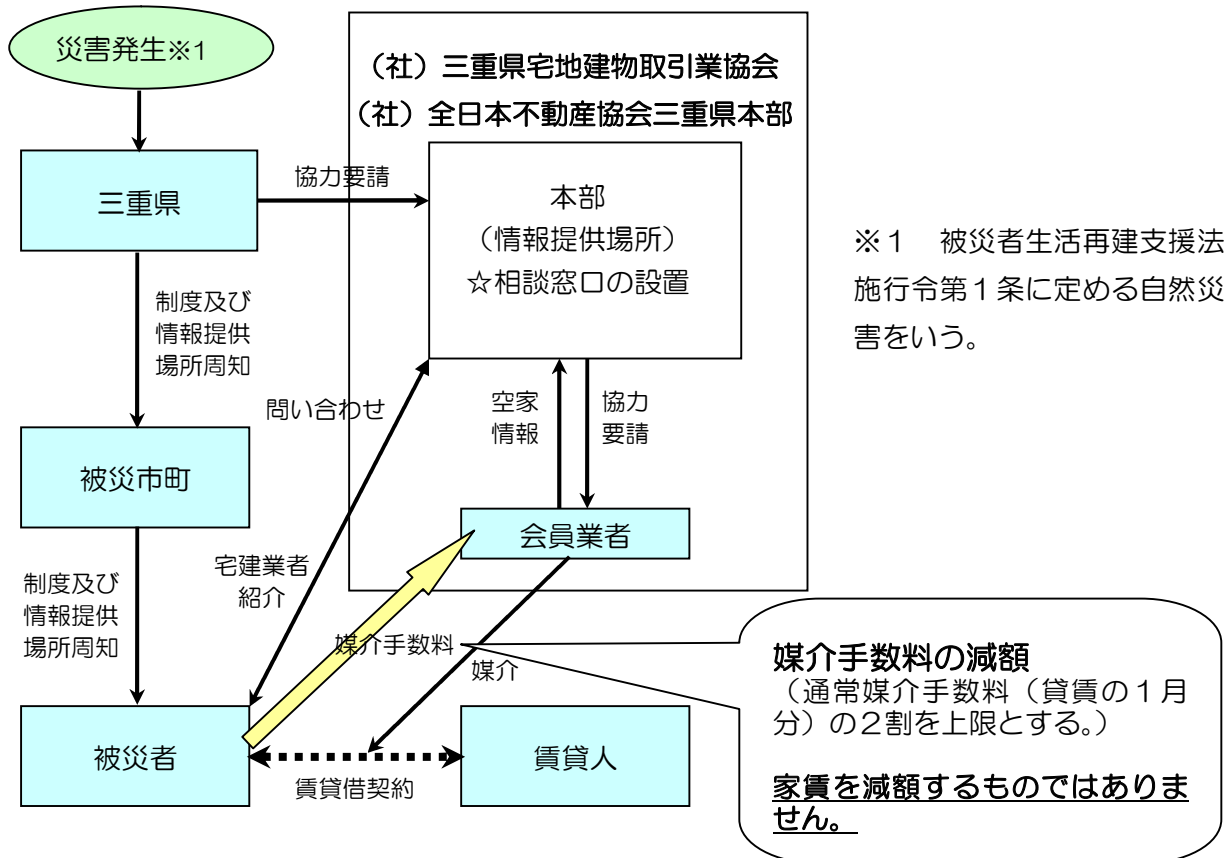
- (1) 社団法人 三重県宅地建物取引業協会
- (2) 社団法人 全日本不動産協会三重県本部

2 被災者向け民間賃貸住宅の空家情報の提供等の概要

1 の実施団体は、台風 12 号による被災者に対して、以下の情報提供等を実施する。

- (1) 民間賃貸住宅の空家情報を提供する。
- (2) 被災者が締結する賃貸借契約の媒介手数料を通常媒介手数料（賃貸の 1 月分）の 2 割を上限とする。

3 被災者向け民間賃貸住宅の空家情報の提供等の流れ



4 被災者向け民間賃貸住宅の空家の情報提供場所

- (1) 社団法人 三重県宅地建物取引業協会

〒514-0008 三重県津市上浜町一丁目 6-1 三重県不動産会館

TEL : 059-227-5018 (平日 9:00~17:00)

- (2) 社団法人 全日本不動産協会三重県本部

〒510-0087 三重県四日市市西新地 10-16 第2 富士ビル 5F

TEL : 059-351-1822 (平日 9:00~17:00)

ホームページ : <http://mie.zennichi.or.jp/>

5 留意事項

- (1) 交渉や契約は1の実施団体の会員業者と入居希望の被災者等が直接行っていただきます。
- (2) 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するようお願いします。